

赤字：今回の改正事項

		住宅が新築された時期		
		～H21.6.3	H21.6.4～R4.9.30	R4.10.1～
新築認定			【住宅全体】 断熱等等級4※1	
既存認定 (新築時に認定を受けず、 その後に認定を取得する場合)		【住宅全体】 断熱等等級4(結露防止対策を除く) +一次エネルギー消費等級4	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネルギー消費等級4	【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6
増改築を行った住宅	増改築認定 (増改築時に認定を受ける場合)	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネルギー消費等級4 【増改築部】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6		【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6
	既存認定(増改築後に認定を受け る場合) R7.3.31までに 増改築した住宅	【住宅全体】 断熱等等級4※2+一次エネルギー消費等級4		【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6
	R7.4.1以降に 増改築した住宅	【住宅全体】 断熱等等級4+一次エネルギー消費等級4 【増改築部】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6		【住宅全体】 断熱等等級5+一次エネルギー消費等級6

※1: 平成27年3月31日までに新築された住宅にあつては省エネ対策等級4
 ※2: 増改築をしない(していない)部分にあつては結露防止対策は要しない。

施行日(令和7年4月1日)前後の基準の適用について

- 基準の適用は、登録性能評価機関に対する長期使用構造等の確認の求めに係る申請又は所管行政庁に対する長期優良住宅の認定に係る申請を行った日より判断することとする。
 - ・ 令和7年3月31日までに、申請を行った住宅：現行基準を適用する。
 - ・ 令和7年4月1日以降に、申請を行った住宅：改正後の基準を適用する。

長期使用構造等の
確認主体

令和7年4月1日
(施行日)

認定を受けるために
適合が必要な基準

登録性能評価機関
(長期使用構造等確認)
↓
所管行政庁
(長期優良住宅認定)

現行基準

改正基準

所管行政庁
(長期使用構造等確認)
+
(長期優良住宅認定)

現行基準

改正基準

長期使用構造等確認
(登録性能評価機関) ○ 申請 ● 確認書交付

長期優良住宅認定
(所管行政庁) □ 申請 ■ 認定書交付

長期優良住宅認定
(長期使用構造等確認を含む)
(所管行政庁) △ 申請 ▲ 認定書交付

